



(仮称)世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための子どもの学びと育ちを支える条例(素案)へ ご意見・ご提案をお寄せください

区では、児童生徒の皆さんが学校で安心して自分らしく過ごせるよう、普段からいじめの予防や早期発見、初動から再発防止の取組みなどを一層充実させるため、令和9年(2027年)4月の施行を目指し、いじめ予防等の条例制定に向けて検討を進めています。これまで、(仮称)世田谷区いじめ防止等対策推進条例検討委員会で検討を重ね、このたび素案をまとめました。

今後、子どもから大人まで、幅広い世代の皆さんからご意見・ご提案をいただいたうえで、さらに検討を進めていきます。

☎教育指導課 ☎03-5432-2711 FAX 03-5432-3041

条例の目的・基本理念



郵送提出用 宛名用紙

料金受取人払郵便		1 5 4 8 7 6 6	
世田谷局承認		定形郵便物	
6123		(受取人)	
差出有効期限 2026年 10月9日まで (切手不要)		番27号 行	
【ご注意ください】 本号のホームページ版ではこの部分を切り取って宛名用紙として利用することはできません。ご了承ください。			
(差出人) 住所/世田谷区		丁目 番 号	
氏名/			

いじめは、子どもの心や体を傷つけ、その後の成長や将来にも大きな影響を及ぼすことがあります。私たちは、いじめを決して許されない行為であると認識するとともに、どの子どもにも起こり得るものとして向き合わなければならないと考えています。

本条例では、「子どもの最善の利益」を基本として、全ての子どもが安全・安心に学び、成長することができる環境の実現を目指しています。被害を受けた子どもの安全・安心と尊厳の回復を最優先としながら、そのいじめに関係する全ての子どもにしっかりと耳を傾けて、子どもの育ちを支えていきます。

子どもたちを守り、育てるためには、学校だけではなく、家庭や地域を含めた社会全体の力が必要です。この条例がより良いものとなるよう、ぜひ素案をご覧いただき、皆さんの率直なご意見をお寄せください。子どもたちの未来をともに支えていきましょう。

世田谷区教育委員会 教育長 知久孝之

友だちとの関わり方を考える
体験型ワークショップを行い、
子どもの気持ちや考えを聞きました

7月27日に、区内在住の小・中学生13名が参加し、フォーラムシアター※の体験を通して、アンチモデル(悪い見本)に対する改善案を子どもたち自身が考えました。



※演劇を通して、問題点や解決方法を話し合う取り組みのこと。

シンポジウムを開催します

条例(素案)を説明し、これまでの取組みで寄せられた子どもたちの思いや意見の紹介を通じて、子どもの主体性を尊重し、地域全体で成長を支える条例の制定を目指します。

日時/9月26日(土)午後2時～4時30分

会場/オンライン

申込方法/区HPからオンライン手続き
9月18日まで

区HPQ 34039



いじめの定義

本条例の「いじめ」の定義は、いじめ防止対策推進法第2条の定義を基本としています。

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該の児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど、その児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、この行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

※「いじめを意図して行っていない行為」「偶発的な行為」「継続性がない行為」「相手を特定せずに行った行為」などであっても、その行為を受けた子どもが心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当します。

平成6～17年度
(1994～2005年度)の
「いじめ」の定義

「いじめ」とは、「①自分より弱い者に対して一方的に、②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、③相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とする。

なお、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うこと。



区民意見提出手続(パブリックコメント)とは

区が重要な条例・計画等をつくる際に、素案等の段階で公表し、区民の皆さんからご意見・ご提案をいただき、施策に反映させる制度です。



条例素案、意見の提出はこちら▶

区HPQ 35468

いただいたご意見等は、条例の制定に向けて活用します。ご意見等の内容を集約し、区の考え方とともに3月頃に公表する予定です(住所・氏名等は公表しません)。

素案閲覧場所 区HP(二次元コード)、教育指導課、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー、くみん窓口、出張所、まちづくりセンター、図書館

対象者 次のいずれかに当てはまる方
①区内在住・在勤・在学者 ②区内に事務所や事業所を有する個人・法人・団体
③その他本条例(素案)に利害関係を有する個人・法人・団体

提出方法 ●区HP(二次元コード)から
●教育指導課(☎03-5432-2711 ㊟03-5432-3041)へ書面(書式自由)を郵送・FAX・持参
※点字表記・音声媒体・手話を録画した動画による提出可。
※障害等により前記方法による提出が難しい場合は、教育指導課へご相談ください。

記入事項 ①ご意見・ご提案 ②住所または勤務先・通学先の所在地・名称 ③氏名 ④法人・団体の場合は名称・代表者名・所在地 ⑤属性(任意) A小学生(区立小学校/それ以外) B中学生(区立中学校/それ以外) C高校生 D保護者(区立小・中学校/それ以外) E教員(区立小・中学校/それ以外) F教員以外の学校関係者(区立小・中学校/それ以外) G前記以外の区民 Hその他

提出期限 10月8日(必着)

スケジュール (予定)	9～10月	素案の公表・意見募集 (10月8日まで)
	令和9年(2027年)3月	素案に対する意見の公表
	4月	条例の制定・施行

①宛名用紙を切り取り、封筒に貼付けます。

②本号のホームページ版ではこの部分を切り取って宛名用紙として利用することはできません。ご了承ください。

③郵便ポスト等から差し出します。

【ご注意ください】

本号のホームページ版ではこの部分を切り取って宛名用紙として利用することはできません。ご了承ください。

●この宛名用紙を切り取り、封筒(長辺14～23.5cm、短辺9～12cm、厚さ1cm以内、重量50g以内)の表面にしっかり貼り付け、ご意見等を記載した書面等を入れて差し出してください。

●本条例(素案)に関するご意見等の提出にのみご使用ください。

●切手を貼って差し出された場合、返金等の対応はできません。